様式第三号の四（第五条の三関係）　　（Ａ４）

2	3	0

変　更　届　出　書

（第一面）

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、
（1）商号又は名称　（2）代表者又は個人　（3）役員　（4）事務所　（5）政令第２条の２で定める使用人
（6）専任の宅地建物取引士　について変更がありましたので、宅地建物取引業法第９条の規定により届け出ます。

年　　月　　日

関東地方整備局長
殿
長 野 県 知 事

届出者　商 号 又 は 名 称
郵　便　番　号（　　）
主たる事務所の
所　　在　　地

氏　　名
（法人にあっては、代表者の氏名）
電　話　番　号（　　）　　－
ファクシミリ番号（　　）　　－

受付番号	受付年月日	届出時の免許証番号
※	※	（　）

項番　**◎商号又は名称**

11	変更年月日	年　月　日
変更後	フリガナ	
	商号又は名称	
変更前	フリガナ	
	商号又は名称	

確認欄 ※

◎代表者又は個人に関する事項

変更区分
1. 就退任
2. 氏　名

12	変更年月日	年　月　日
変更後	役名コード	
	登録番号	
	フリガナ	
	氏　　名	
	生年月日	年　月　日
変更前	変更年月日	年　月　日
	役名コード	
	登録番号	
	フリガナ	
	氏　　名	
	生年月日	年　月　日

確認欄 ※

（第二面）

2	4	0

受付番号　※

届出時の免許証番号　（　）

項番　**◎役員に関する事項（法人の場合）**

変更区分　1. 就退任　2. 氏　名

21

変更年月日		年　月　日
変更後	役名コード	
	登録番号	
	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	年　月　日
変更前	変更年月日	年　月　日
	役名コード	
	登録番号	
	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	年　月　日

確認欄　※

変更区分　1. 就退任　2. 氏　名

21

変更年月日		年　月　日
変更後	役名コード	
	登録番号	
	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	年　月　日
変更前	変更年月日	年　月　日
	役名コード	
	登録番号	
	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	年　月　日

確認欄　※

（第三面）

2	5	0

受付番号　※

届出時の免許証番号　（　）

項番 30

事務所の別		1. 主たる事務所　2. 従たる事務所	※事務所コード	
事務所の名称				

変更区分 □ 1. 新設・廃止　2. 名称・所在地

◎事務所に関する事項

31

変更年月日		年　月　日		
変更後	事務所の別		1. 主たる事務所　2. 従たる事務所	※事務所コード
	事務所の名称			
	郵便番号			
	所在地市区町村コード		都道府県　市郡区　区町村	
	所在地			
	電話番号			
	従事する者の数			

変更年月日		年　月　日
変更前	事務所の名称	
	所在地	

確認欄 ※

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

変更区分 □ 1. 就退任　2. 氏　名

32

変更年月日		年　月　日
変更後	登録番号	
	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	年　月　日

変更年月日		年　月　日
変更前	登録番号	
	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	年　月　日

確認欄 ※

（第四面）

2	6	0

受付番号　※

届出時の免許証番号　（　）

項番

30

事務所の別		1. 主たる事務所　2. 従たる事務所	※事務所コード	
事務所の名称				

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

41

変更区分　1. 就退任　2. 氏　名

変更後		
	変更年月日	年　月　日
	登録番号	
	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	年　月　日

変更前		
	変更年月日	年　月　日
	登録番号	
	フリガナ	
	氏　名	

確認欄　※

41

変更区分　1. 就退任　2. 氏　名

変更後		
	変更年月日	年　月　日
	登録番号	
	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	年　月　日

変更前		
	変更年月日	年　月　日
	登録番号	
	フリガナ	
	氏　名	

確認欄　※

（Ａ４）

添 付 書 類 （2）

誓 約 書

申請者、申請者の役員、令第２条の２に規定する使用人、法定代理人及び法定代理人の役員は、法第５条第１項各号に該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

商号又は名称

氏　　名

（法定代理人

商号又は名称
氏　　名）

~~関東地方整備局長~~
殿
長 野 県 知 事

（A４）

添 付 書 類 （3）

略 歴 書

(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏 名			
職 名	(常勤・非常勤)	登録番号	

職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 の 内 容
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

（A４）

添 付 書 類 （4）

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第３１条の３第１項に規定する要件を備えていることを証明します。

年　　月　　日

~~関東地方整備局長~~
殿
長 野 県 知 事

商号又は名称

氏　　名

（法人にあっては、代表者の氏名）

記

事務所の名称	所　　在　　地	専任の宅地建物取引士の数	宅地建物取引業に従事する者の数
		名	名
		名	名
		名	名
		名	名

添 付 書 類 （7）

事務所を使用する権原に関する書面

事　　項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用　途
（事務所名） （所在地）						
（事務所名） （所在地）						
（事務所名） （所在地）						
（事務所名） （所在地）						
（事務所名） （所在地）						

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。

年　　月　　日

商号又は名称

氏　　名
（法人にあっては、代表者の氏名）

備　考

1　「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名（法人の代表者名を含む。）を記入すること。

2　「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。

①　「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。

②　「用途」の欄は、土地建物登記簿謄本、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途（住居、事務所等）について記入すること。

（Ａ４）

最寄駅より事務所までの　案　内　図

最寄駅（　　線　　駅）から　徒歩　　分

事 務 所 の 写 真

(事務所の外部)

事務所建物の全景　　(　　年　　月　　日撮影)

全景が一枚に入りきらない場合は、何枚かに分けて写し、のり付けすること。

事務所の入口付近　　(　　年　　月　　日撮影)

・商号、名称を提示した入り口全体の写真。従たる事務所の場合は、支店・営業所名等も掲示すること。

・同一フロア内に他の法人と同居している場合は、共通の入り口と事務所の入り口の両方の写真が必要となります。

（事務所の内部）　　（　　年　　月　　日撮影）

事務所

・事務所内の概要や事務所に独立性が確認できるように、さまざまな方向から写したもの。写真は多めに付けてください。
・電話機等を含め事務スペースが確認できるもの。
・接客をする対応場所・机、椅子等の備品が確認できるもの。
・事務所内のブラインド、カーテン等は開けた状態で写すこと。

（業者票・報酬額表）　　（　　年　　月　　日撮影）

・新規免許申請の場合は不要。ただし、「大臣⇒知事」への免許換え及び「個人⇔法人」への免許を申請する場合は、「業者票」・「報酬額表」を事務所内に掲示すること。
・業者票・報酬額表ともに、来客にわかりやすい場所に掲示してある状態が確認できるもの。
・免許期間、専任の宅地建物取引士の氏名、所在地等が現在と一致していること。
・業者票の記載内容が判読できない場合は、近くから写したものも必要です。

（A４）

添 付 書 類 （8）

略 歴 書（専任の宅地建物取引士等）

住 所	電話番号（ ） －		
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏 名		生年月日	年 月 日
職 名		登録番号	

職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 の 内 容
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

備 考

法31条の３第２項の規定により同条第１項の宅地建物取引士とみなされる者にあつては、本様式の作成を省略することができる。

（Ａ４）

添　付　書　類　（９）

代表者等の連絡先に関する調書

免許を受けようとする者（法人である場合においては、その役員）		
（フリガナ） 氏　　名	住　　所	電話番号
政令第二条の二で定める使用人		

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

氏　名

備　考

この書面は、法第九条の規定により法人の役員又は政令第二条の二で定める使用人の変更の届出をしようとするときは、その届出に係る者についてのみ作成すること。